

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和元年12月25日第29回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

永浜三津子・梶原誠・浦元隆一・杉浦重喜
花野進・鳥居幸洋・石堂季男・鮫島安平
中崎和行・東道洋・濱脇嘉則

3. 欠席委員

上妻廣美

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 非農地証明について

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第6 承認第2号 農用地利用集積計画について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、第29回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長)ここからは着席させていただきます。本日は、6番委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告をいたします。出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願いいたします。

(議長)座ったまま議事を進行させていただきます。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、13番東委員、1番永浜委員を指名します。

日程第2,「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は,本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め,会期は本日1日間に決定しました。

日程第3,議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について,事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい,事務局です。資料の1頁をお開き下さい。議案第1号,農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転2件,筆数2筆,面積4,066㎡,畑4,066㎡。貸借権1件,筆数3筆,面積4,462㎡,畑4,462㎡。計,件数3件,筆数5筆,面積8,528㎡,畑8,528㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項には該当しないため,許可要件を満たすと考えます。ご審議の程,宜しくお願ひいたします。

(議長)次に,順位1について,担当調査委員の1番永浜委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい,1番永浜です。議案第1号順位1について説明をいたします。去る12月8日,借人,〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在,大字〇〇,字〇〇〇,地番〇〇〇-1,地目畑,面積576㎡。同字,地番〇〇〇-1,地目畑,面積355㎡。同字,地番〇〇〇-3,地目畑,面積43㎡です。詳細図にあるとおり,畑は4枚になっておりまして,実面積は約4,400㎡です。貸人,住所 鹿児島市〇〇〇〇〇11番1号,〇〇〇〇さん。借人,住所 南種子町〇〇〇〇番地,〇〇〇さん。申請理由は,貸人が相手方の要望,借人が農業開始の貸借です。貸借の内容については,賃借料,年間4万円,貸借期間,10年間による賃貸借権の設定です。場所につきましては,県道野間島間港線を島間方向へ進みまして,梶瀧の1つ目の三文路を左へ約100m行くと,また三文路があります。そこを左に10m程行った左側の4枚です。調査の結果,労働力を確保しており,また取得後の下限面積も超えております。農業機械については,必要に応じて借りる予定で問題はありません。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願ひいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の3番浦元委員の説明をお願いします。

(3番委員)はい、3番浦元です。議案第1号順位2について説明いたします。去る12月13日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇-1、地目畑、面積3,459㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所については、〇〇〇〇の交差点を〇〇〇に進み、そのまま圃場整備を南に進んで行くと〇〇〇〇さんの農業用倉庫並びにハウスが建っております。その道向かいの畑が申請地になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程、宜しく願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位3について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。担当調査委員に代わりまして、議案第1号順位3について説明いたします。現地調査の方は、担当調査委員で行って頂いています。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇-1、地目畑、面積607㎡です。譲渡人、住所 栃木県〇〇〇〇〇〇番地8、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所については、資料4頁の地図を確認頂きたいと思ひます。国道を〇〇方向に行

った，国道にある譲受人の家の前の畑です。順位3は地籍調査未実施の農地ですが，〇〇さん本人と字事項についての添付書類で，場所の確認は取れております。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程，宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号順位1から順位3については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。従って，議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転2件，貸借権1件については，許可することに決定しました。

次に日程第4，議案第2号「非農地証明について」を議題とします。本案について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい，資料の5頁をお開き下さい。議案第2号，非農地証明の順位1について説明いたします。土地の所在，大字〇〇，字〇〇〇，地番〇〇〇番13，地積37㎡です。申請人，〇〇〇さん，住所 〇〇〇〇〇-2605です。申請理由といたしまして，土地登記簿の地目は畑であります，平成20年ごろから耕地として利用せず，現況は雑種地となっております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に，順位1について，担当調査委員の14番濱脇が説明いたします。

議案第2号，非農地証明の順位1について説明いたします。この案件につきましては，先般12月9日午前9時30分より，花野委員，鮫島委員，事務局，申請人の〇〇〇〇さん立会いの下，現地調査を実施いたしました。場所につきましては，県道〇〇〇〇線の〇〇〇集落内から〇〇に向けて町道が走っておりますけども，その三叉路の角の土地です。申請理由は土地登記簿地目は畑であるが，平成20年から耕地として利用せず現況は雑種地となっており，この申請となりました。耕作をしなくなると10年以上経っていることから，非農地が妥当と判断しました。また面積

も37㎡と小さく、耕作も難しいと思われます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いします。

(議長)現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に、順位2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、資料の6頁をお開き下さい。議案第2号、非農地証明の順位2について説明いたします。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇番、地目畑、地積2,512㎡。同字、地番〇〇〇〇番3、地目畑、地積684㎡。合計で3,196㎡となっております。申請人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇番地8。申請理由といたしまして、土地登記簿の地目は畑であります。平成15年ごろから耕地として利用せず、現況は原野となっております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位2について、担当調査委員の14番濱脇が説明いたします。

議事録第2号、非農地証明の順位2について説明いたします。この案件につきましては、先般12月9日午前10時10分より、花野委員、鮫島委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん夫婦立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては、〇〇集落にあります〇〇〇〇の、南側の畑になります。申請理由は、土地登記簿の地目は畑であるが、平成15年から耕地として利用せず、現況は原野となっており、この申請となりました。耕作をしなくなって16年以上経っており、また山手は水が湧いて耕作に不適と思われる、非農地が妥当と判断しました。地籍調査未実施地域であり、場所の特定が困難でありましたが、申請人の確認を行っております。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号順位1

から順位2については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「非農地証明について」は、許可することに決定しました。

次に、日程第5、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。本案について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の7頁をお開き下さい。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明いたします。件数3件、筆数10筆、変更面積13,568㎡、契約年数10年の合意解約であります。詳細につきましては、8頁から13頁に添付してあります。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号、「農用地利用集積計画の一部変更について」の件は、承認することに決定しました。

(議長)次に日程第6、承認第2号「農用地利用集積計画について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の14頁をお開き下さい。承認第2号、農用地利用集積計画について、説明いたします。令和元年12月27日を公告日とする利用権設定、所有権移転2件、筆数2筆、貸借権5件、筆数17筆、面積42,134㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細については、15頁から29頁に添付してあります。なお利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画について」の件は、承認することに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和元年第29回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

令和 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者